

議案第19号

松阪市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

松阪市固定資産評価審査委員会条例（平成17年松阪市条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月17日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

松阪市固定資産評価審査委員会条例（平成17年松阪市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。